

未就学児を持つ保育士に対する 保育料の一部貸付制度

未就学児を持つ保育士に対し、お子様の保育料の一部を貸付ける制度です。保育士として、2年間従事すると、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。



- 1 貸付額 未就学児の月額保育料の半額
(ただし、27,000円を上限)
- 2 貸付期間 保育所に勤務する期間（勤務開始又は復帰日から1年を限度）
- 3 貸付利子 無利子
- 4 募集人数 5名程度（年間）
- 5 申請期間 令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）
(募集人数に達した時点で受付終了となります)

6 貸付対象者

次の①又は②に該当し、かつ③～⑤の要件を満たす方

- ① 未就学児を持つ保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する方
- ② 県内の保育所等に勤務している未就学児を持つ保育士で、産後休暇又は育児休業から復帰する方
- ③ 他都道府県が実施する当該貸付及び国庫補助による貸付制度（生活福祉資金等）を借り受けていない方
- ④ 県内の保育所等に週20時間以上勤務する方
- ⑤ 就職又は復職した日の属する月の翌々月末までに申請できる方
※1 月末日が土日祝日の場合はその前の平日まで（12月の提出期限は28日まで）
※2 12月、1月に就職又は復帰した方は1月31日までお申し込みください

※申込にあたり、要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。

※貸付には審査があります。

7 返還の免除

福島県の保育所等において、保育士として2年間従事すると返還が免除されます。

貸付条件に反した場合は原則一括返還となります

福島県未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付の手引き

【申請から返還免除までの流れ】

- 1 次の(1)又は(2)の要件を満たし、県内の保育所に勤務が内定（決定）。
 - (1) 未就学児を持つ保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する。
 - (2) 県内の保育所等に勤務している未就学児を持つ保育士で、産後休暇又は育児休業から復帰する。

※「保育所等」の詳細はホームページ「福島県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付要領」を参照



2 福島県社会福祉協議会に所定の申請書類を提出

- ①貸付申請書（様式1）
- ②住民票抄本（申請者、未就学児、連帯保証人分）
- ③保育士証の写し
- ④保育所保育料決定通知書（利用者負担額決定通知書）
- ⑤連帯保証人の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書
- ⑥就職先の雇用契約書の写し
（勤務時間が週20時間以上であることを確認できる書類）
※様式は当会ホームページよりダウンロードしてください。
※ダウンロードが出来ない方は様式を送付いたしますのでご連絡ください。



3 貸付の審査・決定

福島県社会福祉協議会において、審査し、貸付を決定した場合、契約に必要な書類を送付します。



4 借用証書等の提出

借用証書に、申請者・連帯保証人それぞれの、署名・捺印をしてください。
申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙が必要です。
※書類到着後、14日以内に福島県社会福祉協議会福祉サービス支援室へ提出してください。



5 貸付金の送金

送金は年3回分割（7月、11月、3月）とし、福島社会福祉協議会から、申請者の口座に貸付金を送金します。



6 返還猶予の申請

「返還猶予申請書」、「業務従事届」を申請してください（最終送金後猶予申請を行います）。
※以降「業務従事届」は、年1回4月に提出してください。



7 返還免除の申請（2年後）

申請者（借受人）は、保育士として2年間従事した後、返還免除を申請してください。
福島県社会福祉協議会で審査の上、返還免除を決定します。
※2年間従事しなかった場合は、返還の対象となりますのでご注意ください。